

平成29年度 第1回河南町特別職報酬等審議会議事録

日 時 平成30年1月18日(木) 午前10時～時

場 所 河南町役場4階 大会議室(南)

出席者 榎野日出男会長、浅野雅美委員、石原佑也委員、村元保男委員、吉岡賀子委員

事務局 総務部 南部長、人事財政課 渡辺課長、和田課長補佐

- 1 委嘱状交付
- 2 町長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長の選出 榎野日出男氏
- 5 諮問 特別職(町長、副町長及び教育長)の退職手当の額等について
(諮問後、町長退席)
- 6 資料説明
 - 資料1 特別職等報酬の改定経過
 - 資料2 市町村長(近隣市及び府内町村)の報酬及び退職手当
 - 資料3 副市町村長(近隣市及び府内町村)の報酬及び退職手当
 - 資料4 教育長(近隣市及び府内町村)の報酬及び退職手当
 - 資料5 平成29年12月定例会の議案内容(一般職の退職手当)
 - 資料6 平成25年度河南町特別職報酬等審議会答申
 - 資料7 河南町特別職報酬等審議会条例
 - 参考資料 大阪府市町村ハンドブック(抜粋)
- 7 審議

【議事内容】

事務局 それでは皆さん、おはようございます。

公私ともに大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから平成29年度の第1回特別職報酬等審議会を開催させていただきます。

まずはじめに、武田町長から皆様方に委員の委嘱をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

町 長 委嘱状。榎野日出男様。河南町特別職報酬等審議会委員を委嘱します。平成30年1月18日。河南町長。どうぞよろしくお願いたします。

委嘱状。浅野雅美様。河南町特別職報酬等審議会委員を委嘱します。平成30年1月18日。河南町長。どうぞよろしくお願いたします。

委嘱状。石原佑也様。河南町特別職報酬等審議会委員を委嘱します。平成30年1月18日。河南町長。どうぞよろしくお願いたします。

委嘱状。村元保男様。河南町特別職報酬等審議会委員を委嘱します。平成30年1月18日。河南町長。どうぞよろしくお願いたします。

委嘱状。吉岡賀子様。河南町特別職報酬等審議会委員を委嘱します。平成30年1月18日。河南町長。どうぞよろしく願いいたします。

事務局 ここで町長から皆様にご挨拶がございます。よろしく願いいたします。

町 長 改めまして皆様、おはようございます。挨拶をとということですが、通常いろんなことにご支援、ご協力、それからご助言などいろんなサポートをありがとうございます。今回、特別職報酬等審議会の委員をお願いいたしました。この大変忙しい時期に快くお引き受けいただきましてありがとうございます。

いろいろと我々特別職の条件と申しますか、それは一般職の職員とは違って、我々も住民の皆さんの税金で退職手当などをいただいておりますが、その評価は選挙を通じてその都度その都度もらっているということでもあります。やっぱり一般の住民さんを代表する皆様のご意見というのは重きがありますので、やっぱりそこのご意見いただいて、その方向性があるというふうに考えております。その存在感はある程度の理解をしておりますので、今回、この審議会を開催させていただくということに相なりましたので、ご忌憚のないご意見を発表していただいて、まとめていただくことをお願いいたしまして、ご挨拶といたします。ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。本日ご出席いただいております委員の皆様は、既に既存の方ばかりだと思っておりますが、第1回目の審議会でありますので、ここで改めて委員の皆様をご紹介させていただきます。

自治振興委員会・区長会会長、榎野日出男様でございます。

社会福祉協議会会長、浅野雅美様でございます。

道の駅かなん駅長、石原佑也様でございます。

富田林商工会理事、村元保男様でございます。

民生委員児童委員協議会会長、吉岡賀子様でございます。

引き続きまして、事務局を紹介させていただきます。

総務部長の南でございます。

人事財政課長の渡辺でございます。

そして、私は人事財政課の和田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ここで審議に入ります前に、河南町特別職報酬等審議会条例につきましてご説明申し上げます。資料7をお開きいただきたいと思います。資料集の後ろから2枚が条例の資料7となっておりますので、そちらの方につきましてご説明させていただきます。

第1条は審議会の設置についてでございます。町長の諮問に応じ議員報酬等の額について審査するため、地方自治法の規定により河南町特別職報酬等審議会を置くとなっております。

第2条は審議会の所掌事務が規定されております。町長は議会の議員の報酬の額

並びに町長、副町長等の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くこととなっております。次に、第3条でございますが、審議会は委員5人で組織するとなっております。次に、第4条は審議会の会長について規定しております。会長は委員の互選で選出していただきます。

次に、第5条でございますが、会議について規定しております。会議は会長が招集し、委員の過半数の出席がなければ開くことができないと規定しております。以上が本審議会条例の概要でございます。

なお、本審議会の議事内容を後日事務局でまとめさせていただきますが、これにつきましては情報公開の対象となりますことを申し添えさせていただきます。

それでは、これから会議を始めさせていただきますが、本日は第1回でございますので、まず会長の選出をお願いいたします。

審議会条例第4条第1項の規定に基づき、互選により会長を選任いただきたいのですが、会長の選任につきまして、どなたかご意見はございませんでしょうか。

A委員 榎野区長会会長にお願いしたらと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

(「結構です。異議ございません」の声あり)

事務局 再度確認させていただきます。会長は榎野委員にお願いするということで皆さん、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 ありがとうございます。それでは、会長は榎野委員さんに決定させていただきます。それでは、ここで町長から特別職の報酬等の額につきまして諮問をしていただきます。

町長 では、諮問させていただきます。

河南人第29号、平成30年1月18日。河南町特別職報酬等審議会会長榎野日出男様。特別職、これは町長、副町長及び教育長です、特別職の退職手当の額等について諮問。町長、副町長及び教育長の退職手当の額等について、諸般の情勢から検討の必要があると思料いたしますので、河南町特別職報酬等審議会条例に基づき、貴審議会の意見を求めます。以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

会長 謹んでお受けいたします。

事務局 町長は、他の公務がございますので、ここで退席いたします。

会長 それでは、ご指名をいただきましたので、まことに至らぬ者ではございますけれども、会長を務めさせていただきます。皆さんのご協力によりまして円滑に審議が進みますように、よろしくお願いいたします。

なお、ここで当審議会の傍聴を希望されている方がおります。入室を認めたいと思います。その間に諮問書のコピーをお願いします。

会長 私どもの河南町では、いろいろと歴史あるいは伝統、立派なものを持っているわ

けなんです。その中の一つとして、議会の選挙の後、あるいは町長選挙の後には報酬審議会をやっていただいて、それ以降、任期期間中の報酬についてご審議をいただくというような非常にいい歴史、伝統を持っていただいていると思っております。

今回もそれと同様に、今回は先ほど町長から諮問がありまして、特別職さんの退職金についてのご審議をいただくということで、今回ご参集いただきました。皆様方には歴史の一ページをさらに書き加えていただくという意味で重要なお仕事をさせていただくこととなりますけれども、よろしくご審議くださいますようお願いをしておきます。

皆さんの手元に先ほど受けとめました特別職の退職手当等の額等についての諮問をご覧いただけていると思います。

詳細につきましては、ただいまから事務局のほうから説明をいただくようにいたします。よろしく。

事務局 それでは、昨日お配りさせていただきました資料に基づきまして、説明の方をさせていただきますと思います。平成29年度第1回河南町特別職報酬等審議会資料というのを出示していただきたいと思っております。

まず資料1をお開きいただきたいと思っております。特別職報酬等の改定経過であります。今回、町長、副町長及び教育長の退職手当について審議していただくわけですが、まず始めに退職手当の計算の基礎となる報酬月額の変定の経過であります。現在の町長の報酬額は、左端の一番下になるんですけれども、月額73万800円となっております。条例上の本則につきましては、その表の平成5年4月1日に施行されました84万円となっております。平成26年に町長の改選がありました時点で報酬等審議会に図り、町長にあつては、本則に対し13%の削減となっております。その前の平成22年は10%の削減で75万6,000円となっております。

副町長及び教育長につきましては、本則に対しまして今現在6%削減されており、副町長は65万8,000円、教育長は62万9,800円となっております。以上が報酬の変定の経過であります。

次にめくっていただきまして、資料2でございます。

資料2は、市町村長の退職手当であります。大阪府内の地域性を考慮するため、南河内の6市の状況と自治体規模を考慮するため、大阪府内の町村の退職手当の状況となっております。

資料の見方でございますが、まず、富田林市を例にいたしますと、報酬月額の条例本則は101万円となっており、10%の報酬削減を実施しており90万9,000円となっております。

次に期間の算定方式ですが、在職月方式により任期毎に支給率を乗じて退職手当を計算しております。従いまして90万9,000円に4年で48カ月を乗じまして、支給

率40%ということで1,745万2,800円となっております。

その下、河内長野市も同様の計算方法による条例となっておりますが、現在の市長につきましては、公約により退職手当を支給しないということでゼロ円となっております。この備考欄に掲げておりますが、公約によるカットで羽曳野市さんは50%、町村では忠岡町、熊取町が現在の町長に関して支給はゼロ、田尻町は50%のカットとなっております。

次に、市のほうで藤井寺市がありますが、藤井寺市につきましては特別職の退職手当自体を平成19年7月に廃止されております。これは、地方自治法では、条例の定めるところにより特別職の退職手当が支給されることがので、特別職の退職手当については各自治体の判断に委ねられております。

次に、中ほどに島本町、町村の分のほうですが、こちらにつきましては在職年方式を採用しております。報酬額80万円に4年を乗じた上で支給率は5倍とし、1,600万円となっております。

豊能町、能勢町につきましても在職年方式であります。在職月に応じて加算割合があり、それぞれ、1,430万800円、1,539万2,000円となっております。

河南町の状況ですが、資料の下から2番目になります。報酬月額が13%削減されておりますので、73万800円に在職月方式で支給割合が45%で計算しますと1,578万5,280円となります。しかし、これにつきましては平成29年4月1日現在の状況でありまして、今現在は、新聞等でも話題になっておりますが、議会からの提案で、報酬月額73万800円に在職年4年を乗じて、292万3,200円とする議案が可決されております。2月1日が施行日となっておりますので、その金額になります。

次に、参考として載せさせていただいておりますのが一番下から2行目、本則支給の場合ということで、各削減などない場合は84万円の報酬月額に在職月を掛け、45%支給割合を掛けると1,814万4,000円となります。

その下は前回の退職手当についての答申額でございます。前回のときは、報酬は10%削減でありまして、一般職の退職手当が引き下げられたことを受けまして、支給割合も100分の35ということで、削減されたことによりまして前回は1,270万800円となっております。以上が市町村長の退職手当であります。

次に、資料3でございます。

資料3は副町長、資料の4につきましては教育長の比較であります。算出方法につきましては町長と同様でありますので、今回はちょっと説明のほうは省略させていただきます。

次に、資料5をお開きいただきたいと思います。

今回、特別職の退職手当を諮問させていただきます根拠となりました一般職の退職手当の改正内容であります。

平成29年第4回定例会に議案を上程させていただき、可決していただいたもので、

約78万円が引き下げられたものであります。

その下は、参考として前回、一般職の退職手当の内容ですが、前回は403万円の引き下げとなっております。

次に、めくっていただきまして資料6をお開きいただきたいと思います。

これは、前回の特別職の退職手当の時点で審議していただきました、答申をいただいたものでございます。

内容は、めくっていただきまして、先ほど申し上げましたように、中ほどにございますが、支給割合を100分の35とする答申をいただいております。

めくっていただきまして審議経過、内容等を記載しておりますので、また後日ご覧いただきたいと思います。

以上が資料の説明となります。

引き続きまして、別冊でございますけれども、参考資料としてお配りさせていただいたものを説明させていただきますと思います。

今回、先ほどの資料で比較させていただきました各自治体の概要などが載っております。

15ページをお開きいただきますと河南町が出てきます。

河南町の状況ですけれども、まず左側の中ほどでございますが、人口については減少傾向にあります。国勢調査17年10月1日、1万7,545人から27年の国勢調査では1万6,126人と、人口につきましては減少傾向にあります。

その横に人口の割合が書いておりますけれども、15歳から64歳の人口が減り、65歳以上の人口割合が増加しております。高齢化が進んでいるという状況になっております。

それから、その少し下のところに行政職員というところがございまして、職員数は全部門で142人、29年4月1日現在で、そしてその横、ラスパイレス指数、国と比較したラスパイレス指数は97.1となっております。

次に、右側のほうでございますけれども、一番上の(1)のところでは決算収支というのがございます。町の財政の状況ですけれども、決算収支の一番右端を見ていただきたいんですが、財政力指数というところがございます。平成28年度の財政力指数は0.46となっております。この数値が低いほど財政力が弱いと言えます。その横に経常収支比率というのがございますけれども、92.2となっております。これは、この数値が高いほど自由に使える費用が少ないということが言えます。

次に、(2)の主な歳入・歳出ですが、歳入では、依存財源と言われます国から交付されます地方交付税が19億5,100万円で、本町の歳入に占める割合の34.9となっております。その上は、自主財源と言われます地方税、税金でございますが、16億3,000万円となっております。平成27年度と比較いたしますと増収となっておりますけれども、主な要因ですけれども、この表のページの一番下のところにござ

いますように、(8)の税収の状況ということで、収入済額のところに徴収率というところがございます、徴収率が92.9、前年度の88.8から向上していることによりまして税収は増となっております。

中ほどのほうにまた戻っていただきたいんですけども、(4)のところ、右端の(4)、小さいですけども積立金及び地方債の残高の状況ということが記載されております。これにつきましては、積立金というのがいわゆる貯金でございまして、地方債というのがいわゆる借金という形になっております。

次に、その下の(5)健全化判断比率というところがございます。これは、財政の健全化を判断する指標でいずれも国の基準はクリアしており、財政は健全であるというふうに判断できます。

次に、(6)連結実質赤字比率の状況ですけども、平成28年度は黒字決算となっておりますので資金不足はございませんということになっております。

以上がこの表の中身の情報でございます。

次に、めくっていただきまして、17ページでございますが、こちらにつきましては町村合計の平均ということで、大阪府内の町村の平均という形になっております。先ほど同様、右側のページの一番上にいきますと、財政ということで財政力指数が町村平均では0.613となっております、河南町が0.46ということで、町村の平均を下回っており、財政力は町村でも弱いという形になっておること、この表は府内の10町村の平均が記載されております。

次に、めくっていただきまして18ページでございますけれども、18ページは大阪府の市町村の内容でございまして、18ページの右側のほうに財政力指数、大阪市から順に出てきております。河南町については下から2行目にあります。

そして、19ページにつきましては、大阪府内の健全化判断比率の中身でございます。

20ページにつきましては右側に大阪府内の職員のラスパイレス指数が載っております。

21ページは職員数、それから右側には大阪府内の特別職の報酬月額が掲載されております。

最後にめくっていただきまして、22ページにつきましては市町村の議員の報酬、それから右側には平成29年度の当初予算の予算規模が載っております。

以上が参考資料として配付させていただいたもので、ほかの自治体と比較した上での検討をする上の参考としていただきたいと思います。

以上で資料の説明は終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

会 長 ありがとうございます。以上で資料の説明を終わります。大変細かい字でざっしりと詰まっておるので大変なんです、何か皆さんでご質問あるいはご意見等、あるいは不明の点がございましたらお申し出を受けたいと思います。

私もわからんところが出てくると思いますので、質問する際には私もしゃべらせていただきます。よろしくお願ひします。

先ほど財政力指数が他町村に比べて弱いという話だったんですが、ランクづけというのはおかしいかもしれないけれども、府下町村中ではどのぐらいの位置にうちはおるわけ。

事務局 資料の18ページでいきますと、下の方でございますが、島本町からが町村レベルになるので、ほかの自治体、下から3番目となります。

会 長 これ、どんな形で計算するのかよくわからんのやけど、足を引っ張っておる何か原因として思い当たるようなことはあるのか。

事務局 いや、財政力自体、自主財源が少ないので、交付税に依存しているという状況にはなってきましたけれども。

会 長 依存しているということやな。

事務局 はい。基本的には国で決められた基準によって交付税が入ってくるので、先ほど財政の健全化判断比率というのがございまして、そちらについては国の基準をクリアしておりまして、財政自体は健全であるという判断はできると思います。ただ、自主財源が乏しいので、財政力自体は強くはないというふうになっています。これはもう要因としては、普通に町村でありがちな、市と比べて財政力が弱いというのは、やむを得ないと思います。

A委員 大体下から2番目か3番目。

C委員 独自の税金の収入が少ない。その分やはり交付税等が入っている。

事務局 そうですね。例えばこの18ページの右側の河南町の3番目の上の田尻町というのがあって、これはもう全国的に突出しているんですけども、1.368とか1.437。これはもう田尻は面積も小さいんですけども、関空が横にあって固定資産税もすごく入ってきますので、全国的にも1点超えるのはなかなかないと思います。河南町、税収も大手の企業もないということで、健全は健全なんですけれども。

C委員 交付決定額、バーやな。摂津市もそうやな。

会 長 なるほど。もらわんで済むというのはうらやましいな。

町の財政状況、あるいはその他、いろんな判断をするべき基準、出てきているんやけど、本題の方については皆さん何かご意見ございませんか。

C委員 報酬審議会の方はいわゆる、特別職の条例案を出すということですね。

会 長 そうですね。

事務局 今回諮問させていただいて、答申をいただいた場合、その答申の内容に沿った条例案を町側から提案する形になってこようかと。ですので、答申で、他の自治体と比較してどうなのか、そういった所をいろいろと検討していただいたらと。

A委員 こっちの方でいろいろと。この間、新聞等々でいろいろと情報が広まっているんですけども、この間、この記録によると議員の皆さんの提案で可決されたとな

っておりますね。そうすると、それと今後、ここでの取り組みとの関連性というか、方向性というのはどうなるの。

事務局 議会のほうで提案されて可決いただいていますので、このままでいきますと、2月1日現在で先ほど言いました293万何がしになります。それは議会さんの判断としてあってしかるべきだと。こっちはこっち側で町長の諮問機関として判断をいただいて、その答申に応じた条例を再度提案するかどうかという話になってきます。その段階で再度また議会の方で判断いただいて、やはりみずからの決定が正しいということであれば否決されることもありますし、事前に議会の方で出ている答えがありますので、一事不再議ということも議題に上がらないというケースもあります。だから、そちらにつきましては議会側の判断になってくるので、今は町長から諮問いただいて皆さん方の意見で答申をまとめていただきたい。その上で議会の方の判断になると。

A委員 そうすると、今とやかく言われている、新聞記事等書かれていることはさておいて、ここはこことして審議して出すと。それに基づいて町長の方から議会に提案されると、そういうことになるわけですね。

事務局 はい、恐らくそういう形になると思います。

会長 これは従来から、そういう答申で、先ほど冒頭に申し上げたように進んできているわけですし、我々はあくまでも町長からの諮問に基づいて答申を上げるというのが大前提ですので、この際、議会さんの方とは、ご審議の中身については、我々の審議の対象とはちょっと別な形で取り上げておいていただければいいんじゃないかなというふうに私は思っているんですが。

B委員 基本的なことで申し訳ないんですけども、退職金の支給率であったりとか、期間であったりとかというのは何か根拠があって答申、今出ていると思うんですけども、その根拠とかというのは。

事務局 本町の退職金の支給方法の在職月方式で100分の45、その上の太子町さんも100分の45。100分の50であったり、あるいは100の40、いろんなところがあるんですけども、退職手当自体は、特別職の退職手当自体を支給する根拠はあくまでも各自治体の判断に委ねられておまして、支給割合というのはそれぞれで判断される。どちらかという、特別職の責任の重さであったりとかそういったやつを鑑みて他の自治体と比較して検討しているというようなことで、やり方がバラバラなんです。河南町がこれをやっているという、この方式を採用しているというのは他の市町村とのバランスを見ながら比較して決めているということで、ほぼ具体的にバラバラなので、なぜ100分の45になっているのかとかいうのはなかなか難しい。もうここは本当に自治体が判断を委ねられている。この改正自体が平成4年にこの支給割合になっていまして、その当時に判断されています。

A委員 すみません、それでこの資料、いわゆる算出するのに年と月で勘定するのとあつ

て、そうすると僕は単純に年数でいったら少なくなるんちゃうかなと思ってたら、この右側の退職金額を見たら、そんなに極端に差がないということは、年方式でいく場合はプラスしてあるわけやな。

事務局 そうですね。豊能、能勢とかにつきましては在職月に応じて加算割合を設けていると。

A委員 あるんですね。

事務局 ということになっています。というのは、当然、在職月数を採用されているという考え方は、町長が当選されていつでも不信任とか、どのタイミングで責任、不信任とか出てどのタイミングで失職するとかいうのもありますので、その務めた月数に応じて退職金を考えるのか、年でいきますと基本的に1年に満たない場合は切り捨てになってしまいます。切り捨てになってしまった場合は11カ月働いてもゼロになる。せやけども、11カ月、在職月数、それに応じた責任は果たしてはるので、在職月数を採用しているところが多いんだと思います。

A委員 なるほど。

事務局 それは身分がやはり確定していない、いつでも議会さんとの関係で不信任で失職する恐れがあるので、務めた月数に応じて退職手当を支給するという考えに基づいているんだと。

A委員 僕ばかりしゃべってごめんなさい。中にはこれ、いわゆる政策として退職金は要りませんと言って当選してはる方も何ほかおいでなんですけれども、これについては、僕は余り一般化する必要がないのではないかなというふうに思います。やっぱり首長さんの責任というのは重いし、勤務の密度というのは、それはどこにいても責任が負ってくるわけですから、その辺のところを考慮すると何もゼロが良しというのではないかと私は思うんですけどね。それだけの責任を背負って、もうどこにいてはっても、トイレに立つときでも責任はかかってくるわけですから。その重さを考えると、それは自分の政策として訴えて出馬されるのは、それはいいと思いますけれども、それを一般化するということについては、ちょっとなじまんのと違うかなと私は思います。

C委員 私もそういう感じを受けておりますね。いわゆる選挙で勝つためにパフォーマンス的な面もあります。いわゆる地方でも大阪、近畿においてでもそういう形で選挙の戦いをされて、結果はどないなっとんかいうて、ニュース、マスコミやらよくご存じだと思うんですけども、その政策によってはそれ以上のものを使われている場合も、時と場合がありますわね。それを真剣にどんな形で見るかは人それぞれなんですけれども、やはりパツというパフォーマンス的なアピールで住民さんがそれ惹かれるというのも一つの考え方かなと思います。

それと、これ今、近隣のをちょっと見させていただいておるんですけども、河内長野、現市長支給なしと、これ、自分で公約でやられて、ほんで藤井寺はこれ

は廃止となっていますけれども、これ条例から廃止されたんですね。

事務局 そうです。

C委員 ほんなら、それでいいますと、首長自身は納得の上だと思うんですけども、あと副市長並びに教育長等特別職はどんな形になっておるんですか。

事務局 藤井寺市については副市長、教育長についても退職手当を廃止されています。

C委員 廃止。

事務局 それはもう、市から提案されて議会の議決を経てはるので、それはその自治体の判断で特別職には退職手当は支給しないということを取り決めされた。大阪府内でいきますと、藤井寺市と泉佐野市が退職手当の支給はなかったと。

C委員 やはり責任重い役職をやってもらうわけですね、特別職って、三役。その中でうまくいけばいいんですけども、ちょっと気になる点が、やはり今現副町長、地元の職員の方が上がって今副町長していただいています。今まで5期ぐらいだったのかな、府のほうから出向してきていただいていますやんか。その中で退職されて府のほうへ帰られるときはこの条例どおりお支払いしていると思うんです、これ。

事務局 大阪府からの出向についてはお支払いしていない。

C委員 してないんですか、あれ。してないんですか。

事務局 大阪府を退職されるときに通算されます。

C委員 通算されるわけ。

事務局 在職期間の通算には入りますけれども、町の方で退職金は。

C委員 町のほうからは払ってないの。

事務局 払ってないです。

C委員 払ってない。大阪府にも預けてないわけやね。

事務局 はい。

会 長 だから、あくまでも計算上の数字だけが。

C委員 出ているだけですか。

会 長 そうしたことやんな。府から派遣していただいていたときはね。今度は自前でやらないかんわけですからね。

C委員 そうですね。

会 長 年数方式にしる月数方式にしる、4年間お務め、お働きいただいたことに対する答えとしての退職金額ですね、もちろん、いろんな計算方程式があるんだろうと思うんだけど、事実上は差がないわけですか、これ。パッと見たところね。ということは、島本さんや豊能さんや能勢さんと、それ以外の町村ですか、そんなに差がないですよという。これで非常にある意味で参考になるデータやないかいなと思うんですが。

B委員 すみません、話戻るんですけども、税込、27年、26年度からデータとしては伸

びているというふうな数字になっていると思うんですけれども、今後これって多少なり伸びていく可能性みたいなものというのは、試算というのは。

事務局 税金、この27年、28年、その前の26年からどんどんと伸びているのは、徴収率が向上した。一般的に賦課額って、もらえる税金、もらおうとする税金については基本的には横ばいから若干減少傾向です。もらえるべき税金は減っているんやけど、きっちりお金を取りに行っているということで、徴収率が向上したことによって税金が増えているという形になるので、今後の税金が増えていくという見込みは少ないです。先ほど言いましたように、人口でも生産年齢人口という、15歳から64歳の間の人口が減少しているので、なおかつ、高齢化が進んでいるということで、税金の伸びは新たに大きな企業が来たりした場合は考えられますけれども、今の状態であったら右肩上がりということはないと。

事務局 河南町の主な税金というのは固定資産税と町民税であって、固定資産税はご存じのように平成10年からここ20年、ずっと地価が下がっていますので、固定資産税の本体の税金というのは右肩下がり。もともと平成10年頃に8億円あったんですけれども、今はもう6億円ぐらいになっています。ただ、町民税が税源移譲で所得税が半分になったんですけれども、町民税が倍になったということで若干上がっているんですけれども、ただ、先ほど課長が言いましたように、トータルしましたら横ばいか将来的には徐々に減っていくような感じ。ただ、税のほうも徴収率、頑張っていますので、滞納が今まで以上に、ちょっと平成27年度から大阪府全体で徴収機構というのを組織して、そこで河南町もその組織に入って、一緒に大阪府と徴収していますので、滞納部分が今よりも毎年多く入っているというようになって税金は増えているんですけれども、課税ベース自体はそう増えていないのが事実です。

会 長 そしたら、ということはいろんな意味で頑張らないと収入面は、これは大変やということはあるすわな。

B委員 去年の災害の話もあるとは思いますが、いろんな要因というか、特別職として4年間、職を全うしてもらったというその対価みたいなものもゼロではやっぱりどうかなと思います。その額が200万がいいのか1,000万がいいのかという判断は難しいとは思いますが、ただ、いろんな要因を積み重ねていくと、今ここにある支給率みたいなものをこのままというわけにはいかないのかなという、何かしら数字なりを変更するなりというものを、何かに根拠に基づいてする必要性はあるのかなというふうには思いますし、ちょっとこの話をもらっているいろいろと調べてみたんですけれども、4年間いろいろと施策を打って町の財政をよくするには町の環境なりをよくしていくためにいろいろと4年間やった成果というのは、多分その退職されるタイミングじゃなかなかわかりにくいと思うんですね、町民から見ると。その瞬間に退職金を払う、じゃなくて、ちょっとたった後に払うと

かいうのも、そういうのも何か一部話として、こういう方法はどうかみたいなことも書いてあったのを見ていたので、それはそれで一つの方法として。その結果をまたこういう会議を持って、点数をつけるという大変ですけども、ちゃんと出来ていたかどうかという判断を1年後なり2年後にやってみて、そのとき改めて、もしも言うたことが100%出来ていたら100%満額でもいい、もし80%しかできていないという判断になれば80%にするとかというふうなことも、一つの方法としてですよ、いいか悪いかは置いておいて、一つの方法としてそういう形もいい、今後の話として。財政、人口が減っていくと言われていの中で、それ以外の会議とかで住民の人口を増やしていく施策みたいな、河南町の方でいろいろしていただいていると思うんですけども、それがうまくいけばまた戻ってくると思うんですけども、今ちょっと上がる可能性が低い中でとなってくると、住民さんの目線とか、これだけ新聞とかで騒がれると多分ほぼ全ての方がこの情報を知られたと思うので、いろんな声はあると思うんですけども、その辺考慮に入れていかないといけないのかなというふうに思います。

D委員 私は初めて今回このお話、委員会に入らせていただいたんですけども、町長を見てるとすごい激務をこなされているし、退職金はお支払いして、金額は別として、当然なんですけれども、議会のこれは、ちょっと今のところ関係なくとおっしゃったんですけども、今、行政としては財政とかもあるでしょうけれども、どうしても町長の退職金減額しないととか、そういう、その都度、前、25年のときには10%ですか、減額されているんですけども、そういうとき何かがあってそういうふうに減額されているんだと思うんですけども、今の時点で減額しないとけないとか、そういう事情とかはあるんでしょうか。

事務局 前回、支給割合を100分の45から100分の35に引き下げていただいたのは、そのときの根拠となったのは基本的には一般職の退職手当が大体400万円ぐらい引き下げられましたと。一般職の退職手当が引き下げられたことを受けて、特別職の町長はどうやということ、みずから諮問されて、答申をいただいて、それはやはりこの審議会でも特別職についても、やはり職員の痛みを分かち合うではないですけども、100分の35にという答えをいただいて、財政的にその400万を削らないとやっていけないどころかという判断ではないと。財政的には全然まだ財政は健全でありますので、ただその辺の兼ね合いでということになっています。

会 長 ちょっと前回も私、委員の一人として出ておりましたので、ちょっとそれ今思い出したんですが、私らが、私もう80歳を超えていますからね、私らが現役のところにはいわゆる一般の産業界の会社へお勤めの方、それからいわゆる公務員さんとは、公務員さんが低かった、実質的にね。だから、給与も低いしボーナスというか賞与も低いというような形ですとずっときていた時期があったんですよ。それがここ20年か30年、非常に日本の経済、落ち込んでいますからね、こちらはそれこそ

リストラに乗っかってぼんぼんと下がっていくわけやな、まあ言うたら。こっちはもう経営者のその場の判断で上げたり下げたりしよるけれども、とにかく20年間ぐらい下がりっぱなしできていたわけ。だから、ある意味、こうであるべきが本来の世の中の姿だろうな。なぜかと言うたら、会社というのは潰れる危険性が非常にリスクが高いわけですよ。何ぼ大会社でも一部上場でもね。しかし、公務員さんは地方にしろ、お国にしろ、日本の国が潰れるとか大阪が消えてなくなるなんてまずないわけなので、そういう意味でこちらは辛抱してはったんやと、長年。それこそ、こんなん明治以来ちゃうかなと思います、私はね。それがあつた時期逆転しちゃつた。ところが、こっちは労働組合でやっさもつきやつてはる、こっちは何も救うものがない。だから人事院勧告として民間に合わせたりやと、あんたら取り過ぎちゃうかという、ぶつちやけた話、だから、こっちをちょっとずつ削っていきましようということで、だんだん下げてきてはるわけです。それが先ほど一般職の給与はもちろんのこと、退職金についても下げましようよというような人事院から案が出てきて、こっちも少しずつ下がってきていると。その中で町の町長の退職金というのが25年度やったかな、それからの審議だったものだから、一般職員は下げましたよ、町長だけそのままというわけにはいかんでしょう、というような議論から、じゃ、少し下げさせていただきますましようというようなことを決めたというのが現在生きている金額やな。そういうこつちやな。

事務局 そうですね。前は附則で改定させていただいたので、前回もられる退職金はそういう形で400万減になったものです。ですので、千二百何がしになっています。だけど、附則なので、今本則でいきますと1,500万円に戻っているという形にはなっています。

会 長 ああそうか。

事務局 ただ、これは29年4月1日現在で、今はもう議会で。

会 長 元に戻っているわけですね。

C委員 職員の報酬自体が一般企業よりワンテンポずれると申しますかね、でもそういうことで人事院勧告が国の方から来ているようになります。今日、この委員会で何らかの形で数字を定めなダメなんですけれども、やはり私の思いなんですけれども、議会が、新聞等で騒いでいる。議会でこれ可決されたものなんですよね。私の思いは、やはりこの報酬審議会を、答申をもって議会がやってくれたら、可決しようが否決しようが、そこで検討していただきたかつたんですけれども、やはりこういうまるっきり逆な形で可決されたら、条例案、条例ですわな。案じゃなくてね、条例が可決された上でこれ、ここで答申、何らかの形で出したって、議会に委ねな仕方がないというような形です。前にも議員さんの報酬について我々、数日かかって決めさせていただいて、それが真摯に受けとめて可決していただけたらありがたかつたんですけれども、否決というような、我々としりました

ら悲しい状況になっておるわけなんですよ。その点を踏まえて、これからちょっと進めさせていただきたいと思うんですけども。

会 長 おっしゃるとおりですね。

C委員 何か胸の中がすっきりしない。私だけじゃないと思うんですけども、これ、議会を別に、我々は我々の答申をいただきたい、答えを出していただきたいというのは事務局の方からの最初からのお話ですけども、それはそれで出したらいけれども、真摯に受けとめて上げていただけたらありがたいかなと思うんですけども。それはそれでその数字がちょっと出しにくいかなと思ったりしとるんです。

会 長 その流れでいえば、まず、報酬審議会で一つの答申を上げまして、それをもとに先ほど来、事務局が説明しておりますように、条例案を作っただいて、議会にかけていただく。だから、そこで議会さんがどう判断されるかというのは、これはもう議会さんのご判断ですから、どこまで尊重していただけるかという淡い期待をかけながらの我々の見方ということになるわけなんです。ちょっと今おっしゃっていただいたように、ただ今回の場合は我々の審議会にかかる前にそういう条例というかが出来ているというのは私もちょっと引がかかるところあるんですよ。そやけど、それはこの際やむを得ないのかなと。やむを得ないというか、当然、私は議会の判断を受けとめたわけでもないし、あくまでも審議は、審議会できちっと審議をしてきちっとした回答を出せばいい訳なんですけれども、ちょっとその辺の順序というか歯車が狂ったのかなという懸念は持っております。これはもう皆さん、共通の懸念だろうと思いますけど。C委員おっしゃったように、前回の審議会の資料も確かにどこかにあったと思うんですが、答申もね。資料何番や。

事務局 資料6ですね。

会 長 6か。6の3ページのところにちょっと書いてあるんですが、ちょっと読み上げますと、審議の内容はちょっと外しまして、おわりにというところで、今回の諮問は特別職の退職手当に関するものであったが、冒頭に述べたごとく、町議会における審議の経過や内容を拝見するについて総じて町住民の立場に立った審議展開が期待どおり行われていたのか、人事院勧告を踏まえた議案でさえ否決するという感覚など、当審議会としては若干なじみがたいところを感じる。

同じ感じを私は今回も持っているんです。あるいはそれ以上の感じを持っているんですよ。本当に私らの審議したことがどこまでご評価いただいているのかという意味では、大変引がかかるところはあります。しかし、今回はそれに触れないというつもりで私も臨んでおりますし、あくまでも町長からの諮問に対してお答えを出すということで、あえて申し上げておくので、ここはオフレコにしてくれたってかめへんねんで。

確かにむなしいですよ。せっかく決めたことが採択されないということは非常にむなしいことになるわけなので、そこはもうだから議会さんらの良識をまたざるを得ないんだろうなというふうに思っています。

A委員 すみません、ほんなら追加でちょっと。そういうのはみんな同じような思いを持っておると。逆に言うたら、何かむなしいような気もするわけです。しかし、それだからこそ、だからそういう過去の、この新聞に載ったワアワアはさておいて、我々が客観的に意見をここでまとめさせてもらえたら、それはそれとしていいのではないかと。先ほど会長が民間の場合は云々ということをおっしゃられましたので、民間の場合だとその業績に応じて決まりますので、会長であれ社長であれ、赤字出したら退職金どころやないわけですから、B委員がおっしゃったとおりやと思います。そういう点から考えるとすれば、基準の一つとして、じゃ、町長の仕事、この任期に終わられるについてどうだったんだという、これが基準になるとちやうかなと思うわけです。いろいろな、行政的なことをなされた、それが一つ。とはいえ、やっぱり、こんな平凡な言い方かもしれませんが、先程いろいろデータ見せてもらったら、月割りでははるところにしろ年にしろ、一定の水準、そんな極端に差がないと思うんです。ゼロやと言うて当選しはった人は別として。ということになってくると、これは前の議員さんのときにも申し上げていたことなんですが、やはり相場といったらおかしいですけども、大体それなりのものがあると思う。だから、それを無視してゼロやなんやというのは、それはちょっと社会的にはなじまんのではないかなと思うわけでありまして。私もかつて町長の下でお世話になっておったので大変発言はしにくいんですが、町長が非常に身ぎれいな人ですのでね。

会 長 そうですね。

A委員 それで割と徹底なさる方ですので、そういう意味で行政的な成果というのは、マイナスは少なくともないし、前へ進んでおると思うんですね。だから、積極的に減点するところはないんじゃないかと私は思うんです。それは皆さんまたいろいろお聞かせいただきたいんですけども。まずそのところ。それと、周辺の状況、それからもう一つさっきあった、河南町の財政的な現状、将来的な見通しを含めたことも、これは勘案する必要が当然あると思います。その辺のところ。

会 長 そうですね。先ほど来お話を承っていますと、いわゆる町の実力、あるべき姿というのはかなり深掘りした議論をしていただけたのかなと思いますし、今、A委員からご提案ありましたように、今度は、じゃ、町長の実績評価というたら、これはえらいおこがましい話になるのでね、この言葉はちょっと省いておいてください。成果をどう見ていくかというようなことで、もしいろいろご意見がありましたら聞かせていただければありがたいです。

C委員 実質の数字が、出た、さっき。財政の中身自体はこの数年よくなっているんじ

やないかなと。

会 長 そうですね。

C委員 中身自体はね。

会 長 確かにそのとおりです。26年よりは27年、27年よりは28年という形で。

C委員 それがよくわかる、ここですね、15ページのかなり上で、右上、財政ですね、決算収支、財政力の指数、一番右端ね。が、上がってきてますわね。26年、27年、28年。

会 長 財政力ね。

C委員 0.460。悪くはなっていない。

会 長 お人柄とかね、活躍するというのは、私、割と例えば大阪府の会合とか、いうようなことでよくご一緒する機会がたまにあるんですが、市町村長さん、総出で来ておられる。もちろん中央からも、それこそ大臣クラス、幹事長クラスがそろっている。そんな場へ顔をお出しになっても、もうそれこそ、やあやあというわけで大臣とも握手ができる。ほかの市長でもそこまでよう行きよらへん。ぶっちゃけた話な。よう行きよらへんというのはちょっと、よう行きはれへん。遠慮しやから、自分の席に座ってはんのな、うちの町長はバーっと飛んで行ってやな、挨拶しはる。ということはふだんからやっぱりそれだけ交流を持っておられるからやろうと僕は思うんですね。非常にうちの町長ようやるなと思って、私はそれこそ席の隅っこの方で、いつも感心しながら見せてもらっているんですけどね。やっぱりそういう事が日常の業務にプラスになるだろうし、河南町のプラスにもなる。例えば予算おくれや言うて行ってもやね、名刺出して、こんなことしてるよりは、「オウ」って言える方がずっと話は通じ易いはずですわな。というような事から見ていると、僕はいつも思っているんですが、見ていると、それこそ今はたまたま河南町におられるから河南町の町長さんやけど、例えば市でおられても、あるいは政令指定都市、横浜とか京都とかの市長でも務まるんちゃう。それだけの実力のあるお方やと、僕はそう評価をしています。だから、なかなか皆さんの前でそんな事なされる機会というのはないものですから、町長の活躍ぶりというのはイメージとして捉まえていただきにくいところがあるのかもしれないけれども、私が接している限りでは、その辺の並大抵の市長さんや町長さんとは、はっきり言うて比べ物にならんやろうな。例えば、大南高なんていうのは、これは今何やってはんのやったっけな、大南高では、役職的には。

事務局 副会長。

会 長 副会長かなんかやな。これをつらっと見てご覧なさいよ。ほとんど市ばかりやんか。その中で河南町とどこが入ったの。千早はもちろん入っとるやろうけど。

事務局 そうですね、南河内の市町村と泉州と、はい。

会 長 な、大方、市やんな。普通は会長、例えば堺から出なさい、ほんなら副会長は岸

和田から出なさいとかね、富田林から出なさいとかいうことになるのが僕は本当やろうと思うんだけど、たった1万5,000人の人口を抱えている町長が副会長を引き受けられるのはやっぱりそれだけ中央にもアピールしてはるということやん。と、私は見ているから、並大抵の仕事量ではないやろうなと思っています。それは恐らく土日あれへんのちゃうか。そのかわり真夜中でも電話かけてきよるけどな。そういうこともやっぱりこういう退職金というようなことを考えるときには、業績評価という意味から見ると、B委員がおっしゃっていただいたように即結果は出ない、ね。しかし、やっておられることは市長にそぐうレベルの高いお仕事をしてはる。私はある意味で間近に見させていただく機会が、ここの先生はまた別やな、もっと町長ともご一緒されるケースが多かったやろうからもっといろんな場面と遭遇してはるやろうと思うけれども、私が見ている限りでもそういう印象は受けています。

B委員 まさにそうやと思う。ちょっと客観的に見て、ちょっと引いて見させてもらっている限りでいうても、やっぱりそれだけの動きというか、町のためにという意味でいろんなことを考えて、普段からでも考えて行動されているというのは見ていてよくわかるかなというふうに思います。

D委員 それは私も感じます。すごいアイデアマンですし、フットワークも軽いですしね。だからすごく評価はしています、私も。

B委員 さっきの評価というのはあくまで結果として数字としてちゃんと出たかどうかというところ辺が。客観的に見ると、普段からそうやって動かれているなり、必要に応じてやっぱり中央へ行っているいろんな力添えをお願いしに行ったりとか、そういうことも普段からあっちこっち飛び回って自分の足で動かれているなというのは良く分かるので、何か一部でワンマンみたいな話もありましたけれども、少なからずそういうところも必要じゃないのかなというふうには、僕個人的にはそう思うんです。余り何でもかんでも聞いてからやるとか、確認してからやるとかというのは、ちょっとそればかりではダメやなと、やっぱりある程度引っ張っていくみたいな感じの部分も一部ないと、そんな、なかなか前へ進まない部分もあると思うんですね。小さいといわれてもやっぱり1万5,000人からの住民がいて、町の事を良くするために引っ張っていくためにはそういう部分も要ると思うんです。前の方を悪く言うわけではないですけども、今の町長になってから変わったなというのは見ていて分かるかなというふうには。

会 長 その通りやと思います。

B委員 その上で今の状況とかを踏まえて、今の退職金というのも考えたらなというふうに。

C委員 あちこち行動されていて、B委員がおっしゃるように、急に結果は出てこないんですよ。今3期されていますかね、私もちょっと議会のほう携わっていた当時から

らなんですけれども、その結果はやはり交付金の取れないところからもらってこられたり、そんなことちょこちょこございます、確かに。事務局なんかよくご存じ、それね、詳細は余り詳しいことは、でもあろうかなと思うんですけれども、やはりこういう、中学校にしる体育館にしる、いろんな面でそういうものは出ておりますわ。住民の方々には、それは表に出てこないから分かりにくい点もございまして、その点は評価すべきだと思います。

会 長 大体皆さんのいろんなご意見、お考え方等々がかなりの深い度合いで出てきているように思いますし、これも一つの伝統的な考え方もかもしれませんけれども、いろいろご審議いただいて、一度またそのお考え方を、あるいは皆さんのご意見を頭の中にとどめておいていただきながら、改めてもう一度日を決めて、そこで最終的なご決断あるいはご意向をいただくというような形にしたらどうかなと思うんですけれどね。ここで結論を出すのも一つかもしれませんけれども、もうちょっと私もこの資料を深読みしたいと思いますし、過去の流れ等々、思い出した事がいろいろまたあるので、そういう形でええかな。

事務局 それで結構だと思います。

会 長 そうか。

事務局 もう時間はじっくりかけていただいたらと思います。

会 長 僕はちょっと時間がなくて、一番新しい委員会の中身、ちょっとまだチェックが出来てない。

では、もう大体、今日皆さん方から承るべきご意向あるいはご意見等々、出尽くしたように思いますし、さらに深掘りしていただく意味でもう一遍資料に目を通していただきながら、あるいは今、いろいろ皆さん方のお話を総合していただきながら、ちょっと熟慮の時間を置いて、何日か後にもう一遍改めてこんな方向でというふうな方向づけをしていただければありがたいと思います。その間、議会さんがどうなさるか、これはまた先ほど申し上げた、スキップして進めさせていただけたらと思うんですが、そんなところで、まだもしほかにいろんな、この点はというようなことがありましたら、さらに深めさせていただくことはやぶさかじゃないんですが。

事務局 何か後々、違う新たな資料が必要であるとか、何かどんなのが欲しいということがあればまた事前にご連絡いただければ次の会に資料の用意はさせていただきます。いろんな資料、必要であれば言っていただければ。

会 長 そんな形でどうでしょう。

C委員 結構です。

会 長 それじゃ、きょうのところは一旦会議を閉めさせていただいて、もしその間にいろんな参考資料等々、ご要望がございましたら事務局のほうへ直接言っていただいても結構ですし、私の方におっしゃっていただいても結構ですので、出来るだ

け早急に整えさせていただくようにいたしますので、ご了解いただいて引き続きのご協力、お願いしたいと思います。

きょうは、それではこれで閉会させていただきます。本当にどうもご苦労さんでした。

事務局 そしたら、次、日程調整をさせていただいてよろしいですか。

会長 そしたら、次回は1月29日月曜日、午後1時からということをお願いしたいと思います。では、よろしくお願いいいたします。閉会とさせていただきます。ありがとうございました。